

## (1) 利用定員の設定について

- ・ 特定教育・保育施設<sup>※1</sup>の設置に当たり、認可定員を定めます。
- ・ 施設型給付の実施主体である市が、認可を受けた特定教育・保育施設に対して、その申請に基づき各施設・事業の類型に従い、認定区分<sup>※2</sup>ごとの**利用定員を定めた上**で、給付の対象となることを**確認**し、施設型給付費を支払います。
- ・ 利用定員は認可定員の範囲内で設定（認可定員と一致を基本）します。

### 【※1 特定教育・保育施設】

施設種別	内容	
認可保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
認定こども園	幼保連携型	幼稚園機能と保育所的機能の両方を合わせ持つ施設
	保育所型	認可保育所が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備える施設
	幼稚園型	幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備える施設
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	

### 【※2 こどもの認定区分】

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所・認定こども園 幼稚園（預かり保育のみ）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所・認定こども園 小規模保育事業所

## (2) 子ども・子育て会議の意見聴取

- ・ 子ども・子育て支援法（第31条第2項、第43条第2項）の規定により、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の**利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない**とされている。

# 特定教育・保育施設の利用定員設定について

## (1) 令和6年4月新規開設施設

	施設種別	施設名	所在地	事業者名称	区域区分	利用定員						認可定員	
						3号認定			2号認定				合計
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
①	認可保育所	プラスキッズおおたかの森保育園	流山市おおたかの森1-6-8 ラシーネおおたかの森	キッズブレアナーサリー株式会社	中部	-	8	8	10	10	10	46	46
②	認可保育所	まことひがしふかい保育園	流山市東深井50-2	社会福祉法人まこと鳴滝会	北部	6	9	9	12	12	12	60	60

## (2) 令和6年4月内容変更施設（増築・事業譲渡・施設種別の変更）

	施設種別	施設名	所在地	事業者名称	区域区分	利用定員									認可定員		
						1号認定			3号認定			2号認定				合計	
						3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
③	認可保育所 ※増築	流山こぼと保育園	流山市おおたかの森西1-14-4	学校法人柏こぼと学園	中部	増築前	-	-	-	4	12	12	14	14	14	70	70
						増築後	-	-	-	6	18	18	20	20	20	102	102
④	認可保育所 ※事業譲渡	ソラストおおたかの森保育園（旧：こころおおたかの森保育園）	流山市おおたかの森東3-15-2アリエッタ・ボスカート1階	株式会社ソラスト（事業譲渡前：社会福祉法人こころ福祉会）	中部	譲渡前	-	-	-	12	15	15	16	16	16	90	90
						譲渡後	-	-	-	12	15	15	16	16	16	90	90
⑤	認可保育所から 幼保連携型認定 子ども園へ移行	認定子ども園南流山そらいろ保育園（旧：南流山そらいろ保育園）	流山市南流山7-5-1	社会福祉法人幌北学園	南部	移行前	-	-	-	9	16	16	16	16	17	90	90
						移行後	5	5	5	6	16	17	17	17	17	105	105
⑥	認可保育所から 保育所型認定こ ども園へ移行	キッズラボ南流山認定こども園（旧：キッズラボ南流山園）	流山市木2-19-3	キッズラボ株式会社	南部	移行前	-	-	-	6	12	12	16	17	17	80	80
						移行後	2	2	2	6	13	13	16	16	16	86	86
⑦	認可保育所から 保育所型認定こ ども園へ移行	保育所型認定こども園たかさごスクール南流山（旧：南流山ナーサリースクール）	流山市南流山2-8-3	社会福祉法人高砂福祉会	南部	移行前	-	-	-	6	15	15	18	18	18	90	90
						移行後	2	2	2	6	15	15	18	18	18	96	96